

研究活動の不正に係る調査取扱要領

(平成 26 年 8 月 20 日決定)
最終改正 令和 3 年 12 月 24 日

(趣旨)

第 1 北海道博物館（以下「本館」という。）における研究活動上の不正が疑われる場合の調査に係る取扱いについては、この要領の定めるところによる。

(定義)

第 2 この要領における用語の意義は、北海道博物館における研究活動に係る不正防止等に関する規程（以下「不正防止規程」という。）に定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。

- (1) 不正 研究費の不正使用及び研究活動における不正行為をいう。
- (2) 通報等 不正及び不正の疑いがあるものに関する通報又は告発をいう。
- (3) 調査委員会 不正に関する事実関係の調査を行う委員会をいう。

(通報窓口)

第 3 不正防止規程第 9 条第 1 項に規定する通報窓口の責任者は総務部長とする。

(通報等の取扱い)

第 4 本館の研究者に不正を行った疑いがあると思料する者は、何人も通報等を行うことができる。

- 2 通報等の受付は、書面、FAX、電子メール、電話、面談等の方法によるものとする。
- 3 通報窓口は、原則として、通報した者（以下「通報者」という。）が本館職員の場合は氏名、通報者が本館職員以外の場合は氏名、所属、住所等のほか、不正を行ったとする研究者の氏名、不正の態様及び内容が明示された通報等を受け付けるものとする。
- 4 通報窓口は、匿名による通報等があったときは、不正を行ったとする研究者の氏名、不正の態様及び内容が明示され、かつ、証拠書類等の添付により相当の信憑性があると判断される場合に限り受け付けるものとする。この場合において、当該通報者に対しての本要領に規定する通知及び報告は行わないものとする。

(通報者の保護)

第 5 館長は、通報等を行ったものが本館職員の場合、通報等を行ったことを理由として、当該通報者の職場環境等が悪化することがないように、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本館職員は、通報等を行ったことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(報告等)

第 6 通報窓口に通報等があったときは、総務部長は館長に速やかにその旨を報告しなければならない。また、総務部長が自らの職務において不正を知り得たときも同様とする。

- 2 館長は、前項の報告に基づき、通報の受付から 30 日以内に通報の内容について、不正行為の態様、事案の内容、不正とする科学的な合理性のある理由が示されている等、合理性を確認のうえ調査の可否を判断し、調査の実施の有無を通報者に通知するものとする。

(調査委員会)

第7 館長は、第6第2項において調査の実施を決定したときは、自らを長とする調査委員会を設置し、調査の実施決定後30日以内に調査を開始しなければならない。

2 調査委員会の委員は、次の各号に掲げるものにより構成し、その半数以上を館外の研究者及び有識者とする。

- (1) 館長が指名する博物館役職員 若干名
- (2) 館長が必要と認める北海道職員 若干名
- (3) 館長が必要と認める館外の研究者及び有識者 若干名

3 調査委員会の委員は、自己と利害関係のある事案に関与してはならない。

4 館長は、調査委員会の開催を決定したときは、その委員の氏名及び所属を通報者及び調査対象の研究者に通知するものとする。

5 前項の通知を受けた通報者及び調査対象の研究者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、委員に関する異議申立をすることができる。

6 前項の異議申立があった場合において、館長はその申立て内容を審査し、内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び調査対象の研究者に通知するものとする。

(守秘義務)

第8 調査委員会の委員その他調査に関係した者は、その職務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(調査の実施)

第9 調査委員会は、不正の有無、内容、関与した者及び関与の程度、不正使用の相当額等について調査するものとする。

2 調査委員会は、調査の実施に際し、必要に応じて、調査方針、調査対象、調査方法等について本庁及び公的研究費の配分機関等の関係機関に報告し、又は協議するものとする。

3 調査委員会は、調査対象の研究者、調査内容に関する情報を知り得る関係者及び通報者等（以下「調査対象研究者等」という。）に対し、関係資料の提出を求めるとともに、必要に応じて次の各号に掲げる事項について調査対象研究者等からの事情聴取を実施し、通報等の内容の合理性について調査を行う。

- (1) 支出に係る証拠書類の収集、分析
- (2) 支出の相手方業者からの事情聴取、各種伝票の収集、分析
- (3) 北海道の関係条例及び規則等、関係法令並びに公的研究費の配分機関における使用ルールとの整合性
- (4) 通報等の際に通報者から示された内容の論理性
- (5) 当該研究に関連する論文、調査記録、実験ノート、生データ等の各種資料の精査
- (6) その他必要な事項の調査

4 調査委員会は、当該事案に係る研究に対する公的研究費の配分機関の求めに応じ、本調査の終了前であっても、本調査の中間報告を当該配分機関に提出することができる。

5 調査委員会は、必要に応じて、調査対象の研究者に対し当該事案に係る公的研究費の使用停止を命ずることができる。

6 調査委員会は、調査の過程において調査対象研究者等の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

(調査への協力等)

第 10 調査対象研究者等は、調査委員会による事実の究明に協力するものとし、虚偽の申告をしてはならない。退職後においても同様とする。

(意見聴取)

第 11 調査委員会は、認定を行うに当たって、あらかじめ調査対象の研究者に対し、調査した内容を通知し、意見を求めるものとする。

2 前項の通知を受けた研究者は、通知された日から 30 日以内に委員会に意見を提出することができるものとする。この場合において、当該研究者から意見の提出があったとき又は意見がない旨の申し出があったときは、委員会は、30 日を経過する前であっても認定を行うことができる。

3 調査対象の研究者は、第 1 項の通知内容を否認する場合は、証拠となる資料及び関係書類等を明示して説明しなければならない。

(認定)

第 12 調査委員会は、原則として本調査の開始後 150 日以内に、調査により得られた物的証拠、調査対象研究者等の証言等の証拠を総合的に判断し、不正が行われたか否かを認定し、館長に報告する。

2 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、館長に報告する。報告を受けた館長は、その事案に係る資金配分機関及び関係機関に報告する。

3 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

4 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。また、被告発者が本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

5 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて通報等が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定にあたっては、通報者等に弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果の通知及び報告)

第 13 館長は、調査結果を速やかに調査対象研究者、通報者等に通知する。

2 前項に定めるもののほか、館長は、告発を受け付けた日から 210 日以内に、その事案に係る資金配分機関及び関係機関へ当該調査結果を報告する。

3 館長は、悪意に基づく通報であったと判断した場合は、通報者等の所属する機関へ報告する。

(不服申立て)

第 14 不正を行ったと認定された研究者は、認定を受けた日から 30 日以内に館長に対して不服申立てを行うことができる。

2 通報等が悪意に基づくものと認定された通報者(調査対象の研究者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。)は、その認定について、前項の規定に

より不服申立てをすることができる。

- 3 館長は、前項の不服申立てがあった場合は、調査委員会において当該不服申立て内容の審査を行う。
- 4 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。
- 5 前号の再調査を行う場合は、当該不服申立者から先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、再調査への協力を求めるものとする。ただし、その協力が得られないときは再調査を打ち切ることができる。
- 6 第 12 の規定は再調査を行った場合も同様とする。
- 7 館長は、被告発者から不服申立てがあったときは、通報者に通知し、通報者から不服申立てがあったときは通報者が所属する機関及び調査対象研究者に通知する。また、資金配分機関及び関係機関に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

（調査結果の公表）

- 第 15 館長は、第 12 において不正が行われたと認定した場合は、調査結果について、次の各号に掲げる事項を公表する。
- (1) 不正を行った者の氏名及び所属
 - (2) 行った不正の内容
 - (3) 公表時までに行った措置の内容
 - (4) 調査委員会委員の職氏名
 - (5) 調査の方法及び手順
 - (6) その他館長が必要と認める事項
- 2 館長は、不正が行われなかったと認定した場合は、原則として調査結果を公表しない。

（不正を行ったと認定された者の措置）

- 第 16 館長は、不正を行ったと認定された研究者及び不正への関与が認定された研究者（以下「被認定者」という。）に対して、当該研究に係る研究費の使用中止を命ずるものとする。
- 2 館長は、被認定者に対し、当該研究に配分された研究経費の一部又は全額を返還させることができる。
 - 3 館長は、被認定者に対し、不正と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。

（処分）

- 第 17 不正を行ったと認められた研究者については、北海道職員の懲戒に関する条例（昭和 27 年条例第 61 号）及び関連規則等に則り処分及び氏名の公表等を行うものとする。

（関係機関への通知）

- 第 18 館長は、第 9 に規定する調査を開始したとき、第 12 に規定する認定を行ったとき、その他必要に応じて、関係機関に対し、当該不正の内容、調査結果、是正措置、処分内容等について通知するものとする。

（雑則）

- 第 19 この規程に定めのない事項については、館長が別途定める。

附 則

この要領は、平成 26 年 8 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 12 月 24 日から施行する。